

愛媛県保健医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県において必要とされる保健医療の確保等を図るため、愛媛県保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 医療法第30条の6の規定に基づく愛媛県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の変更並びに医療計画に定める目標の達成状況等の分析及び評価に関すること。
- (2) 医療従事者の確保に関すること。
- (3) その他本県の保健医療の確保に関し、重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 特定機能病院の代表者
- (4) 地域医療支援病院の代表者
- (5) 医療法第31条に規定する公的医療機関の代表者
- (6) 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修指定病院
- (7) 独立行政法人国立病院機構の代表者
- (8) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関の代表者
- (9) 市町の代表者
- (10) 住民の代表者
- (11) 消防機関の代表者
- (12) 福祉機関の代表者
- (13) その他知事が必要と認める者

(協議会の会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位によりその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を

求めることができる。

(部会)

第7条 協議会に、へき地医療、周産期医療及び小児医療の確保について専門的に検討協議するため、へき地医療部会、周産期医療部会及び小児医療部会を置く。

2 へき地医療部会は、愛媛県へき地医療支援計画策定等会議をもって充てる。

3 周産期医療部会は、愛媛県周産期医療協議会をもって充てる。

(小児医療部会)

第8条 小児医療部会（以下「部会」という。）は、委員10人以内で組織し、知事が委嘱する。

2 部会に、部会長1人を置き、委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

4 部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。

7 部会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉医療局医療対策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。